医療コーナー

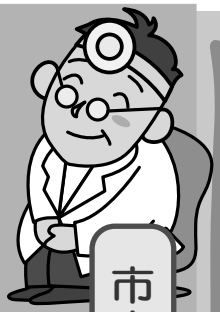

●市立病院外来診療日程●

市立病院の診療日程

	内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科
月	○	△	△	休診	休診	△	×	○	×
火	○	□	△			×	△	○	×
水	○	△	○			□	×	△	×
木	○	△	△			△	×	○	×
金	○	○	△			×	△	○	○

○…午前・午後とも診療　△…午前のみ診療　×…休診
□…午後のみ診療

年末年始外来診療日程のお知らせ

■ 12月30日㈯～１月４日㈭ 休診日
１月５日㈮ 診療日
１月６日㈯～１月８日㈷ 休診日
※１月５日㈮の振替として、１月26日㈮が休診日となります。

小児科外来からのお知らせ

■ 都合により、１月19日㈮の午前の診療は休診とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

再来受診機

平日の受付時間

午前	午後			
7時45分～11時30分	13時00分～15時30分	13時00分～14時30分	13時00分～15時00分	15時00分～16時00分
全科	泌尿器科	眼科	内科・外科・整形外科	小児科

※初診の方、及び診療券(カード)をお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

◘募集職種及び人員

▶ **病棟看護助手(嘱託・臨時・パート)** …若干名
【嘱託】
・介護福祉士の資格を有する方　160,000円(月給)
・資格をお持ちでない方　152,000円(月給)
【臨時・パート】
・介護福祉士の資格を有する方　1,010円(時給)
・資格をお持ちでない方　989円(時給)

▶ 薬剤師(嘱託職員) …１名

▶ 救急外来専従者(臨時職員/看護師・准看護師) …若干名

▶ 看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) …若干名
(病棟・外来・透析)

あかびら市立病院管理課☎32-3211(内線406)

歯科 休日診療

1月	病・医院名
1日(月)	もじり歯科クリニック(赤平市) ☎32-1181
2日(火)	はぎわら歯科クリニック(芦別市) ☎0124-22-5858
3日(水)	いち花歯科クリニック(芦別市) ☎0124-22-2207
7日(日)	もじり歯科クリニック(赤平市) ☎32-1181
8日(祝)	いち花歯科クリニック(芦別市) ☎0124-22-2207
14日(日)	おおさき歯科(芦別市) ☎0124-23-0648
21日(日)	神山歯科医院(赤平市) ☎32-2575
28日(日)	スマイル歯科(滝川市) ☎74-5028

歯科診療時間　午前９時から正午まで

パブリックコメント【意見募集】

第7期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への意見募集

平成30年から3カ年にかかる第7期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、計画策定委員会での審議を経て素案がまとまりました。

素案に対する市民の皆さんからのご意見を募集しています。

◆計画の名称
第7期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

◆意見募集期間
1月28日(日)まで

◆公表場所
市のホームページ、市役所(コミセン閲覧コーナー、介護健康推進課)、茂尻支所、平岸コミセン、交流センターみらい、コミセン別館

◆意見ができる方
市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人及び法人

◆意見の提出方法
①持参(各公表場所) ②郵送 ③ファックス ④メール

◆意見の提出様式
提出様式は任意の様式、または公表場所に備え付けている用紙をご使用ください。

◆意見などの取り扱い
お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、個人が特定されない形で意見の概要とそれに対する市の考え方を、2月上旬をめどに公表する予定です。

問合せ 介護保険係
☎32-2217 FAX34-4188

砂川市からのお知らせ

砂川市立病院の内科・循環器内科における初診時選定療養費が変更になります

砂川市立病院では、医師不足と周辺医療機関の縮小による患者の集中が進み、医師の過重労働が放置できない状態となっています。この課題に対し、かかりつけ医制度や、ほかの病院・診療所との連携を積極的に進めるなど、患者数増加の解消を図っていますが、根本的な解決には至っておりません。

そのため内科、循環器内科では、平成30年1月1日から、ほかの医療機関から紹介状の持ち込みがない方(救急外来受診や公費負担医療の受給者などを除く)については、初診時選定療養費を1,080円から3,780円(本体3,500円+消費税)へと見直します。

また、内科における午後の新患受付を当面の間中止することとし、症状が安定した方の地元医療機関への逆紹介を行います。もちろん病状に変化があったときには、連携体制を活用して砂川市立病院で診療を行います。

受診される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いします。

問合せ 砂川市立病院医事課(砂川市西4条北3丁目1-1)
☎54-2131

【用語解説】

「初診時選定療養費」
病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、ほかの保険医療機関からの紹介なしに200床以上の病院を受診した患者については、自己の選択に関わるものとして、保険診療分とは別に費用(保険外)を徴収できる制度です。

「救急外来受診や公費負担医療の受給者などを除く」の範囲
初診時選定療養費の見直し後も、従来と同様、次にあてはまる方は徴収対象外です。

①他院からの紹介状をお持ちいただいた方
②救急外来受診の方(救急車による搬送など)
③初診で受診される以前から、砂川市立病院のいずれかの科で継続して治療されている方
④公費負担医療の受給対象の方(精神保健法、生活保護法、更生医療、育成医療、原爆医療、指定難病、乳幼児医療、小児慢性特定疾病、重度心身障害者医療)